

令和7年1月
説明資料

国立市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例案について

1. 概要

令和6年4月1日に介護保険法施行規則の一部が改正され、地域包括支援センターの職員配置の基準が改められたことに伴い、「国立市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改正します。

2. 規則改正の経緯

社会保障審議会介護保険部会（厚生労働省）において、センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるように留意した上で、「柔軟な職員配置を進めることが適当である。」との意見が出されたこと等を踏まえ、地域包括支援センターの職員配置について、柔軟な職員配置を可能とすること等の改正が行われました。

3. 条例改正の内容

地域包括支援センターに配置する上記3職種については、それぞれ常勤職員の配置が必須でしたが、改正により、地域包括支援センター運営協議会（介護保険運営協議会が兼ねています）が認める場合には、以下の運用が可能となります。

- （1）地域包括支援センターがおくべき専らその職務に従事する常勤の職員の人数について、非常勤職員を常勤職員が勤務すべき時間数に換算して（常勤換算方法）配置することで基準を満たすことができる。
- （2）複数の地域包括支援センターが担当する区域を一つの区域として、常勤の職員を複数の地域包括支援センターに配置することにより基準を満たすことができる。

4. 今後の対応

現在、国立市においては、直営型地域包括支援センター1か所で運営しており、人材が確保できない状況ではないことから、引き続き常勤職員の配置を原則としていきます。今後人材確保に困難が生じた場合には、上記方法による職員の配置を検討してまいります。

地域包括ケア推進担当課長 小山（内線177）

1	2	3	4
実施 要綱	ガイド ライン	ケアマネ ジナル	包括 センタ
○			○

地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について

「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

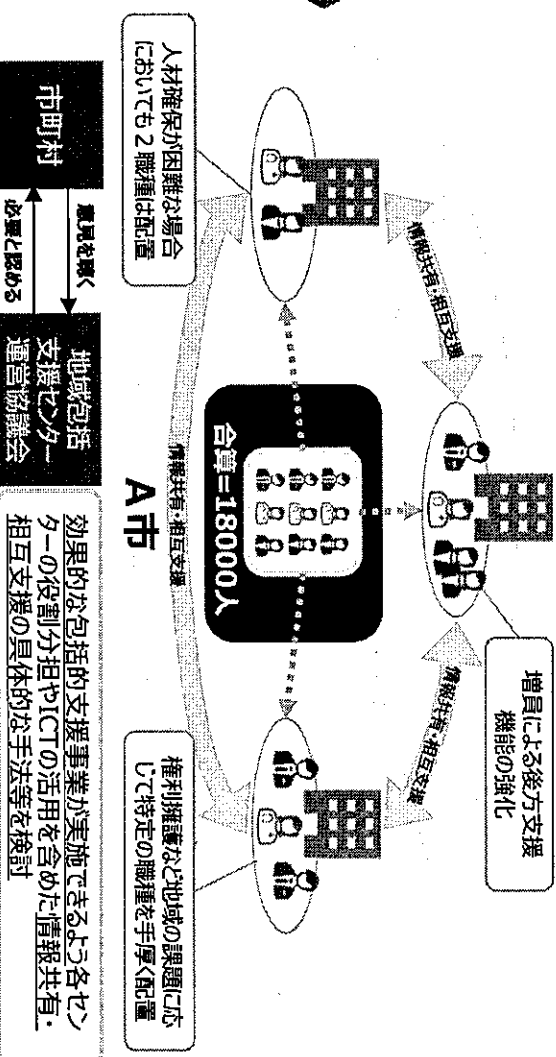
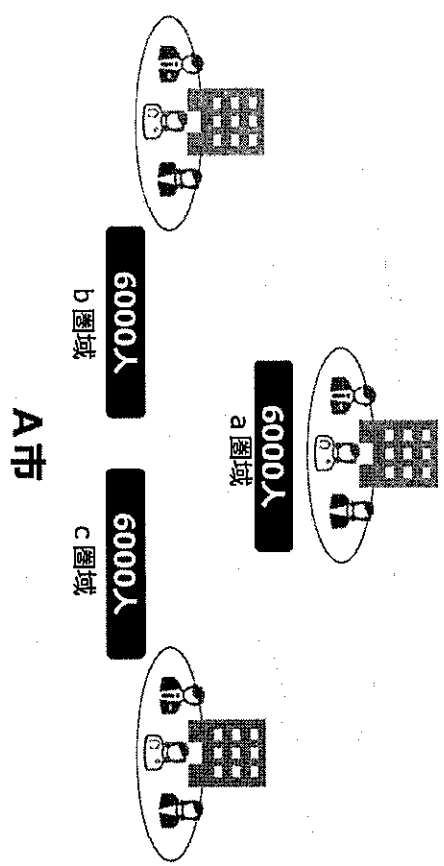
- センターの職員配置については、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者）の配置は原則として、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で、複数拠点で合算して3職種を配置することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の範囲の適切な設定など、柔軟な職員配置を進めることが適当である。

（参考）「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定） 4「厚生労働省」（30）介護保険法（Ⅷ） 地域包括支援センター（115条の46第1項）における保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置について、地域の実情に応じ、一定の条件を満たす場合には、柔軟な職員配置を可能とすることについて検討し、令和6年度までに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

介護保険法施行 規則の改正

現行の配置基準は存置しつつ、市町村の判断により、複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置
することを可能とする

注）市町村の事務負担に配慮し、本改正に伴う条例改正について1年の猶予期間を設ける。



- このほか、人材確保が困難となっている現状等を踏まえ、センターの職員配置について以下の対応を実施
 - ・ センターに置くべき常勤の職員について、運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができることとする（介護保険法施行規則の改正）
 - ・ 主任介護支援専門員に準ずる者として、「地域包括支援センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事（専任か否かは問わない。）した期間が通算5年以上である者」を追加（通知改正）